

令和2年3月4日	
所 属	資産統括局税務管理部市民税課
所属長	中村 雅夫
電 話	06-6489-6258

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、本市の個人市民税・県民税の申告期間等について、次のとおり対応する。

1 申告期間の延長

申告期間を所得税及び復興特別所得税の確定申告期間の延長に合わせて、令和2年4月16日（木）まで延長する。

延長前：令和2年2月17日（月）から令和2年3月16日（月）まで

延長後；令和2年2月17日（月）から令和2年4月16日（木）まで

※なお、3月17日（火）から4月16日（木）までの間については、個人市民税・県民税の申告書のみを取り扱う。

2 納期の変更

個人市民税・県民税に係る納期（特別徴収は6月から翌年5月、普通徴収は6月、8月、10月、翌年1月）については変更しない。

3 他都市の状況

以下の市については、本市と同様の対応を予定している。

神戸市、姫路市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

以 上